

様式第十二(第五十七条第一項関係)

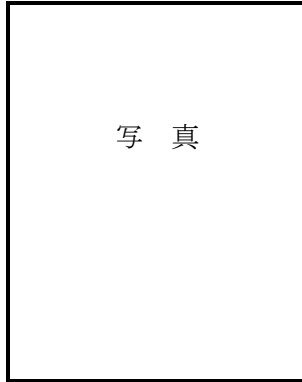
(表 面)

十三條の二まで又は第五十四條から第五十五條の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

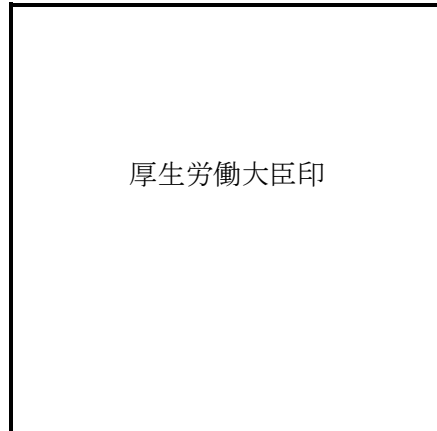
水 道 法 検 査 証

第 号

年 月 日交付
年 月 日まで有効



官職又は職名
氏 名
生 年 月 日



この証明書を携帯する者は、水道法第二十条の十五(同法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

水道法(抄)

第二十条の十五 厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の四 第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易専用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第二十条の 十五第一項	水質検査の 検査施設	簡易専用水道の管理の検査の 検査設備
(略)		

第五十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第二十条の十五第一項(第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五

備考 この用紙は、A列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。